

道路交通法一部改正のあらまし

平成25年12月1日施行
(平成25年6月14日公布)

「無免許運転」の厳罰化!

「無免許運転」(運転免許を受けずに自動車(原付バイクを含む)や原付バイクを運転してはなりません。(法:第64条第1項))と「免許の不正取得」の罰則引き上げ!

無免許運転は…	改正前 1年以下の懲役または30万円以下の罰金	改正後 3年以下の懲役または50万円以下の罰金 (法:第117条の2の2第1項)
違反点も引き上げ	(改正前)19点	(改正後)25点



偽り、その他不正手段による免許取得は…	改正前 1年以下の懲役または30万円以下の罰金	改正後 3年以下の懲役または50万円以下の罰金 (法:第117条の2の2第11号)
---------------------	----------------------------	---

「無免許運転の下命・容認」に対する罰則も同様に強化!

自動車の使用者等(事業主、安全運転管理者等)は、その業務に関し、運転者に無免許運転を命じたり、容認したりしてはなりません。(法:第75条第1項第1号)

無免許運転の下命・容認は…

改正前 1年以下の懲役または30万円以下の罰金	改正後 3年以下の懲役または50万円以下の罰金 (法:第117条の2の2第8号)
----------------------------	--

「車の提供」や「要求または依頼による同乗」といった、無免許運転を容認・助長する行為が厳罰に!

無免許運転となるおそれのある者に、自動車(原付)や原付バイクを提供してはなりません。(法:第64条第2項)

新設	3年以下の懲役または50万円以下の罰金 (法:第117条の2の2第2号)
----	---

運転者が無免許であることを知りながら、自分を乗せてくれるよう要求または依頼をして、その運転者の運転する自動車(原付)や原付バイクに、同乗してはなりません。(法:第64条第3項)

新設	2年以下の懲役または30万円以下の罰金 (法:第117条の3の2第1号)
----	---



自転車に新ルール!

軽車両が通行できる路側帯の通行方法に新しい規制が!

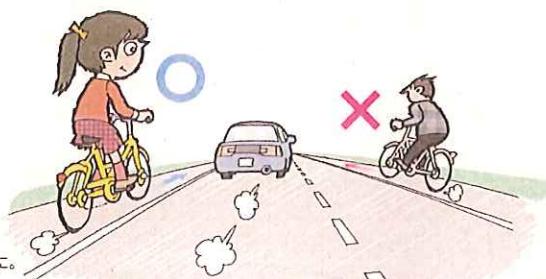
自転車などの軽車両が路側帯を通行するときは、道路の左側部分にある路側帯を自動車や原付と同じ方向に通行しなければなりません。(法:第17条の2第1項)



路側帯内に双方向に通行することは禁止に。

これまで路側帯は自転車の双方向走行が可能で、歩行者や自転車との衝突の危険が高かったため、道路の左側に設置された路側帯に通行を限定するルールが新設されました。

また、ブレーキ不備の自転車で公道を走行する違反行為が後を絶たないため、そうした自転車を見かけた警察官が検査等できる規定が設けられました。



歩行者専用路側帯
白線2本で区切られた路側帯は「歩行者専用」で、自転車は元々、通行できません。



自転車の制動装置の検査等に関する規定が新設 検査拒否や命令違反には罰則も!

適切なブレーキを備えていないため危険と認められる自転車が運転されているとき
警察官は、その自転車を停止させ、ブレーキについて検査できます。(法:第63条の10第1項)

停止の指示に従わなかったり、検査の拒否や妨害をすると

新設	5万円以下の罰金
----	----------

(法:第120条第1項第5号の3)

警察官は、そのブレーキ不備の自転車の運転者に、安全のために必要な応急措置をとることを命じたり、応急措置で必要な整備ができる場合は、その自転車の運転の中止を命じることができます。(法:第63条の10第2項)

命令に従わないと

新設	5万円以下の罰金
----	----------

(法:第120条第1項第5号の4)



沖縄県警察

その他の道路交通法一部改正のあらまし

今回の改正では、表面の掲載内容のほか、免許更新時等に持病について質問されたり、悪質自転車の講習が義務付けられるなどの新規定が設けられ、公布日以降2年以内に段階的に施行されます。

平成26年6月13日までに施行

免許を取得・更新等する者について 一定の病気等の該当者を的確に把握するための規定が新設

※「一定の病気等」とは、自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある一定の症状を呈する病気等（統合失調症、てんかん、アルコール・麻薬等中毒）をいいます。

免許の取得・更新時での病気等に関する質問制度
免許の取得・更新のときに一定の病気等について書面で質問されるようになります。

虚偽の記載や回答をすると1年以下の懲役または30万円以下の罰金

免許を受けている人は、必要に応じて公安委員会から一定の病気等についての報告を求められることがあります。

虚偽の報告をすると1年以下の懲役または30万円以下の罰金

診断した医師による任意の届出制度

一定の病気等の該当者を診察した医師は、その患者が免許取得者等だと知ったときに、公安委員会へ診察結果の届出が可能に。

免許の暫定的停止

一定の病気等のおそれがあるため臨時適性検査を受けることになった人で、かつて交通事故を起こしており、その状況から判断して一定の病気等が疑われる場合などは、検査結果を待たず、暫定的に免許停止に。

免許再取得時の試験の一部免除

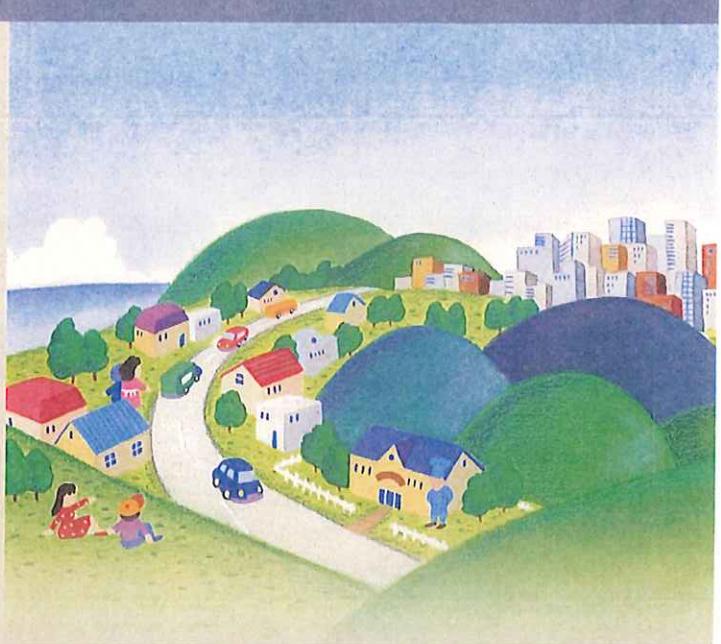
一定の病気に該当することを理由に免許を取り消された場合等で以後、病状が回復するなどして免許を再取得しようとするとき、取消し後3年以内であれば、免許試験の一部（学科・技能試験）が免除に。

免許の失効で取消処分を免れた者に対する「取消処分者講習」の受講義務

免許の取消し処分の対象者で、その処分を受ける前に免許が失効したため実際には処分を受けなかった人が、再び免許試験を受けようとするときは、試験前1年以内に取消処分者講習の受講が必須に。

放置違反金の納付窓口の拡大

放置違反金の納付がコンビニエンスストア等でも可能に。



平成26年12月13日までに施行

「環状交差点」とその通行方法が規定

「環状交差点」が「車両の通行する部分が環状で、道路標識等で右回りに通行するよう指定されている交差点」と定義され、環状交差点に関わる通行方法が規定されます。

左折等の方法違反 2万円以下の罰金または料金
進行妨害等 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金

平成27年6月13日までに施行

「一定の病気」を理由に免許を取り消された後に再取得した免許のみなし継続

一定の病気に該当することを理由に免許を取り消された場合等で以後、3年以内に再取得した免許証の有効期間に関する規定の適用については、取消された免許を受けた日から取消しを受けた日までの期間と、次の免許を受けていた期間が継続していたものとみなされます。

自転車の悪質・危険な運転者に対する講習制度

悪質違反を繰り返す自転車の運転者を対象に、新設される講習の受講が義務付けられます。

受講命令に従わないと5万円以下の罰金